

平成21年第1回足寄町議会
予算審査特別委員会(第4号)

平成21年3月17日(火曜日)

出席委員(14名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君

欠席委員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会副会長	王塚善一君
足寄町代表監査委員	星野喜美男君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	藤原茂君
住民課長	大竹口暁己君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	中鉢武美君
建設課参事	松永恒君
会計管理者	堀井昭治君
国民健康保険病院事務長	高田安春君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	村尾誠一君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

午前 11 時 05 分 開議

開議宣告

委員長（大久保 優君） 昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開催いたします。

議案第 36 号

委員長（大久保 優君） 議案第 36 号平成 21 年度足寄町一般会計予算の件を議題とします。

総括から入ります。

8 番 高橋幸雄君。

8 番（高橋幸雄君） それじゃあ、質疑を続行させていただきます。

昨日の本予算に当たって、補助費の関係についてもお尋ねをしているところでございます。この歳出の性質別経費についての補助費等について 14 億強、14 億 706 万 5,000 円、今の予算計上額があるわけですけどね、これは内容等を精査すると、本来は補助費というのはその他経費ですけど、義務的経費とその他経費と性質別経費の大枠として精査をしたときに、必ずしもすべてが補助的経費でないなど。

特に病院の企業会計の繰り出しですね、つまびらかな数字は掌握しておりませんが、たしか 4 億 2,000 万、それにあとその他 3,000 万ぐらい何かございましたけどね、その内容ですよ。

逆に歳入の方を見たときに、交付税措置額 1 億 2,000 強ぐらいの数値かなというふうに押さえてるんですよ。残り 3 億ということになりますればね、そのことが補助的補助費というカウントをして 14 億 706 万 5,000 円の今回の一般会計の予算措置の中にどのようなとらえ方しているのか、この辺だと私は思うんですよ。

それは企業会計のみならず、同じようなことが言えるわけですがけれども、この辺について、どんなような今回の予算についてお考えになって予算編成なされたのか、お尋ねをしたいと存じます。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。
副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

今の御質問でありますけれども、国保病院については、実質的な不良債務こそありませんけれども、経常収支は赤字でございます。

そういった部分で従来から、負担金であり補助金でありということであるから一般会計の方から補てんをしているところでありまして、基本的には根拠法令といいますか、地方公営企業法の 17 条の 2、経費の負担の原則に基づいて一定の補てんをしているという、さらには補助については、第 17 条の 3 に基づいて補てんをしているということでありまして、議員、数字も明らかにされましたけれども、4 億 5,557 万 5,000 円の予算計上額でございます。歳入につきましては、平成 20 年度はたしか 1 億 2,000 万程度でございましたけれども、平成 21 年度におきましては、交付税等々の上乗せも若干あって、今、私どもが試算している額は 1 億 4,266 万 4,000 円ということでございます。

それで、予算書にも記載のとおり、特定財源として電源立地地域対策交付金も充当をして、結果として最終的に純粋な一般財源としては、2 億 8,700 万程度が一般会計からの補てんという形になっているところであります。

それで、従来は 3 億円台で推移をしてきたところでありまして、平成 18 年度の診療報酬の改定に伴って病院の医業収益が落ちたということで、平成 19 年度から一定の見直しを図って、4 億円台の補てんになってきているということでございます。

それで 20 年度につきましては、医師の交代等々もありまして、医療体制確保と充実という部分で、これまた一定程度一般会計からの補てん、繰り入れをしているところでありまして、今問題になっているのは、総務省の改革プランに基づいて、今年度から 3 か年間の改善計画を今策定中であります。こ

れに基づいていくと、一定程度の当然の補てんをしていかないと、今の国保病院の経常収支を黒字にすることができません。

当然、医業収益が70%弱でありますから、実質黒字というのは到底今の現状では無理なわけで、そういった部分で、3カ年の最終年には経常収支を黒字にしたいということでの3カ年先を見越した中での補てんでございまして、そういった部分では、今後も3年間については4億円台の補てんをしていく必要があるだろうというふうに考えているところであります。

ただ、今後、経営改善等々でも明らかになってきますけれども、抜本的な改革をしなければ、この4億円台というのは続くわけであって、そういった部分では、ここ近々1~2年の間に、民間病院の動向も含めて一定の整理をしながら改革が、改革といいますか、再編ネットワーク化と、それから経営形態の見直しについては当然やっていかなきゃいけないということでございます。

確かに3億円近くの一般財源を投入するわけですから、議員御指摘のように、広く町民の皆さんにも一定の理解を得た中でのそういった補てんになっていくのかなということでございます。ということで御理解を願いたいと思います。

以上です。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） まあ公営企業、病院の関係については、私も今答弁いただいた大体理解の範疇内ですね。その他これ14億強あるわけですから、その他の補助費についてはいかがですか、それじゃあ。

病院の関係はわかりますけど、その他の14億706万5,000円の予算、性質別内訳の総額として、病院のことはわかりました、その他については、主たるものについて補助的、本来の義務的経費なのかその他経費なのかという、性質別の歳出というところまえ方をした場合どうなんですかと、このように

お尋ねしてる。

委員長（大久保 優君） 暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時40分 再開

委員長（大久保 優君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お時間をとりまして大変申しわけございません。

負担金、補助費等の中での総体から、病院に対します繰出金等を控除した額の内訳的な御質問でございまして、予算編成の中におきましては、病院を除きました補助費等におきましては、節でいけば負担金補助及び交付金等が主たるものになってきて、その中から、負担金補助といえども、建設改良的なものについては除きまして性質別に分けているわけでございます。

その中で主なものを申し上げさせていただきますが、池北3町行政事務組合の方に負担金として出しておりますのが2億5,700万強、それと社会福祉協議会に出しております2,170万、それから自治会の運営交付金といたしまして636万、それから後期高齢者の医療の療養給付の負担金といたしまして1億1,200万、それから池北3町の行政事務組合のじん芥の負担金といたしまして1億1,494万、それから十勝環境複合事務組合の方のし尿負担金として2,201万6,000円と、それから中山間地域の支払いが2億1,894万、それから有害鳥獣等の報償金としまして1,100万、それから森林整備地域活動支援交付金1,187万、それから商工会の補助金1,429万、あしよる観光協会の補助金が957万9,000円と、大きなところといったところを拾い出した結果8億程度、今申し上げたので8億程度があると。

それと、そのほか非常に細かいわけですが、町内の各種団体等に対します補助金等、それからまた、協議会等に入っております

す負担金等、もろもろ足しまして補助費等に集計しているという状況になってございます。

以上でございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 予算細目は、今、総務課長が答弁したように19節予算ですね、これずうっと整理をかけてますよね。

私はこの際、理事者にお尋ねしてるのは、その中で義務的経費として将来的な公共団体がみずから負担を、先ほど地方公営企業法17条の副町長から答弁ございましたその種のもの、それに準ずるものと、それから全くそうではない、義務的経費ではないその他経費としての補助金と、このように大別されると思う。

例えば、商工会補助金1,400万強ございますよね、そのことが道からもそういう予算措置があるわけですから、その面については本来義務的経費ではないけれども、政策的に公共団体がみずからやるのかやらないのか、また、それがどうしても地域振興のために必要不可欠な事業として、公共団体がみずからしない、他の公共的組織に政策予算として補助するのと、これ大別されると思うんです。大きくはやはり義務的予算とその他経費の予算と。

我々議会に出されるのは19節予算ですから、負担金補助金ということの細目、節で負担はされるんですけども、この辺についてはやっぱり今後ですね、先ほど出てた病院の公営企業法の病院の関係を副町長答弁されていましたが、だからよくこういう論議をしてどんどん積み重ねていくと、先ほども時間外、休憩中にある県の知事のテレビの放映の話をしていただきましたね、議員がそうやって詰めていくと、しからば質問者は、栗山町のように反問権はないとしてもね、質疑の趣旨からいって、その必要がないとおっしゃるんですかという基本そんなようなね、全くそうだとすれば、例えば病院経営は成り立たない

んだと、そういうようなことに一定の結論を得るんですけど、そういうことの受け取り方でとらざるを得ないんですけどと、そういう意思でお尋ねしてるんですかと、こういう議論にもなってきますよね。

だから、その辺はやっぱり我々議会審議をする上にとって、そのことがどうあるべきかということね、だから一定の先に向けた上級官庁との関係等についてもね、我々は全く、病院のこと全く知らないんですね、正直言って。あの行政報告の範囲内ですよ、病院のことに限定すればですよ。

それは同意出してからそれが我々のもとに来てね、そうすると、したがってこの予算質疑をする上においても、全く先の見えないことで、ただ出てる予算に対して質疑をする、本当にその今の予算審議に焦点を合わせる以外に方法ないということになりますんでね、この辺はやっぱり議会との行政執行のあり方の中でね、とりあえず今当初予算というのは、昨日の予算質疑の中にも明らかのように予算規模も、当然今の提案になってる予算規模よりも大きなものでないことが明らかになりましたし、そういうことになりましたら、当然やっぱり今議決をするということが当該年度のね、銀河線とか種々そのものはあっても、重要な予算審議だなというふうに私はとらえてるんですよ。

したがって、最終的に私はこの予算に反対する意思是全くございませんけどね、ただ、その予算の内容ということだけはきちっと精査をして、そのことが予算の提案してる行政手法がオールマイティーだというふうに私は考えてないもんですから、これは当事者になれば、また違う立場、立場立場で物の見識というのが出てくるのかなという思いはしてますけど、私は議会というサイドの中で、そちら参与席は執行する立場の中で、これを了としてベストとして予算提案をしてるわけですからね、そういうことの観点からいっても、今後に向けて負担金と19節予算でも補助金と、そしてその補助金というのは、基本的に

は政策的な欠くべからざる最小限度の補助金ということで歳出として支出をしてると、こういうとらまえ方なんです。

だからこの中身をもうちょっとね、同じ歳出別経費の中の補助費等というのは一本に入ってしまうもんですからね、だから先ほど総務課長が答弁されたような一つ一つ、池北3町のもろもろから全部そういうことになるんですけど、しかしながらそれは義務的経費、また違った経費、あるいは公共的組織に対しては義務的経費ではありませんね、政策的経費ですよ。

だから14億706万5,000円の補助金の中にそのように今お尋ねをしてされてるようなことで大別させれば、政策的補助費というのは14億706万5,000円のうちこれこれの数字になると、先ほど総務課長、細別でいろいろ申し上げておりましたけどね、そういうことになるんです。

一方でね、住民要望も議会から一定の見識の示し方の提言も含めてやる、それからみずからのやっぱり協働のまちづくりの先に向けたまちづくりのための政策予算として、みずから執行はしないけれど、それにかかわる団体がね、例えば商工観光費あたりの盆踊り大会もそうですね、花まつりもそうですね、みずから町が、もちろん職員の方も当然ボランティアで出てる経過ございますけどね、そういうものですよというこの予算14億706万5,000円の予算を大別すればこういう数字になるんだということをね、それはいみじくも、いや、義務的経費というのはこれだけどうしても不可欠なことなのかと、補助的経費だけど、さらにこれを政策を進める上ではこの種の上乗せが必要なのかなって、歳入の財源は別としてね、そういうことになってくるのかなという思いをするんです。

だから、そういう意味でこの性質別予算の中での理事者の考え方、それから現状予算提案を今いただいて審議をさせていただいてる14億706万5,000円のその大別する歳出をね、思いも理念も含めてどうなのかと

ということがお尋ねの趣旨なんですね。質疑の趣旨御理解いただけましたでしょうか。ありがとうございます。それじゃあどうぞ御答弁ください。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今、本当に大事な当初予算を審議していただく上で、今、高橋議員から御指摘のありました、本当に極めて大事な御指摘をいただいたというふうに思います。

率直に申し上げて、最初質疑いただいたとき、趣旨が余り理解できなくて、これ積み上げ算だから、これをひもとくとすると大変なことだなというそんな思いしたわけでありませけれども、今本当にお話を伺って、やはり議会でしっかり大事な予算を議論していただく上で、同じ負担金なり補助金であっても、これはまさしく義務的なものとか、あるいは政策的、とりわけ政策的な部分でいきますと、先日も御質問いただきましたけれども、国がこういう政策を打ち出したと、当然それは歳入はあるよと。

しかし、これにさらに、足寄町の実態からいけば、さらにそこは単費で上乗せをして、こういう支援をしていくというようなこともあり得るわけですから、まさしく本当に御指摘いただいた部分、欠けていた部分かなと。

もっと言えば、これから先に向けて極めて大事な部分だなというふうに認識をいたしましたので、今後こういった部分、できるだけしっかりと議論をいただく意味も含めて、この資料の提出といたしますか、もうちょっとしっかりと検討をさせていただいて、今、御指摘いただいた部分、意思をしっかりとらえさせていただいて、この次からの対応、できる限りのことをしていきたいなと。

お示しできるものはしっかりとお示しし、議論をいただくそのベースといたしますかね、これをしっかりお示ししていくような形で取り組んでいきたいというふうに思いますの

で、御理解いただきたいというふうに思います。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 本日の議会の審議の関係もあるんで、これ以上ね、それじゃあどういうふうに数字になるのかなということだと、また休憩をしてね、積算しなきゃならんという作業が出て休憩になりますんで、そのことが出なければ次に進めないということ全くございませんのでね、一定の理事者に当たってはそういう考え方、我々審議する立場で申し上げておりますんで、御理解いただいたということで、次に進みますけども、今の今回臨時地方道整備事業が工事金額で2,560万、15節予算で計上されてるんですね。

これ歳入の状況を見ますと、これ地方債2,100万、この地方債は、私に言う臨時地方道整備事業債ですね。残り繰入金、単純にこの繰入金の歳入の状況を見ていろいろと精査、けさ早く来てさせていただいたんですが、これ建設の基金の繰り入れなんだね、これ繰入金。

この繰入金というふうに記載して財源特定400万してるもんですからね、それでどういふ基金の繰り入れかなということで、そういうことの思いでけさ早く調査を、夕べも、夕べは自宅ですから、一定の関係法規範は、自宅で十分にするだけの書籍持ってますからいいんですけど、この財源の中身までちょっと承知しませんで、けさ、それわかりました。

そこで、まず第1点お尋ねしたいのはね、この臨時地方道整備事業を今後ですよ、どんな形の中で、もちろん今総合計画ございますけどさ、総合計画がございましたから、一つ一つ洗い直していけば当然精査はできるんですけど、考え方として、基本的に余り有利な事業展開ではないですよ、この事業そのものは。

例えば、今の言うまち交であるとか、そう

いう種のものとは異に、言ってみれば単独事業なわけですからね、その辺の考え方をまずお聞きしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

臨時地方道整備工事、基本的には総合計画に基づいて実施をしておりますけれども、財源確保の面では問題点もあるという御指摘でございます。

ただ、内容が即補助事業に該当しないといった部分で、どうしてもこういった地方債に頼らざるを得ないということでございます。ただ、今後に向けては、今、計画がされているのは郊南地区、主に多いのは郊南地区でありますけれども、それ以外につきましては、道路新設等々はそれなりの補助金、補助対象でということでありまして、そういった事業でも、中足寄愛冠線のように即補助事業でできないという問題もあります。

ただ、今、整備計画で、道路関係については即、新設道路等々は圧倒的に少なくなってきておりまして、それがほとんどは区画整理であったりまち交事業であったり、有利な補助制度のもとに対応しておりますので、臨時地方道整備事業については、今後においても、現計画である部分ではこういった対応をしていきたいと思っておりますけれども、今後については一定の整理をさせていただきたいということで、御理解を願いたいと思っております。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） まあ、何せあれですよ、ここ何年間は、今の予算でいきますれば中足寄愛冠線、これ普通道的なもので道路的なもの1本、林道で谷の沢ですよ。その以前は足寄白糠線は完了いたしましたんでね、大体、私、議員になって本当にこの最近、道路そのものがね、道路事業が町の区画整理事業関係除いて、もうほとんど希薄になってしまったんですよ。

それは全国レベル的に、結構今そういう種
のものが基盤整備をされたという、進んで
ということも、例えばあの例の矢祭町、福島
矢祭町なんか、起債償還が見合って自立、合
併しない町村合併したとこですね。やっぱり
議会もすごい切り込みする、理事者も、理事
者はわかりましたけど切り込みして、すごい
中でやっぱり先に向けての生き残りをやって
ますよね。

私どものやっぱり町も、そういう意味では
本当にハード的なものもどんどん少ない、箱
物もどんどん、学校以外もほとんどなくなっ
てきて、あとは公営住宅とかね、そういう種
もなくなってきた、あと道路ということも限
定されると。

我々の委員会でも所管事務調査しても、以前
は2日ばかりとか、例えば教育委員会の学校
訪問だって2日びっちりかかったんだ、それ
でもやっと間に合ったぐらい、それぐらい
やっぱり所管調査のメニューがあったもので
すよ。

やっぱり時代の変遷とともに、現状はそう
いうこと全くないわけですね。それだけにや
はりきめの細かいことが要求されるのかな
と。したがって、後世に負担を残さないよう
なメニューの選択、事業メニューの選択ね。

昨年度予算の中では、道路整備費の財源
等特例に関する法律の一部改正する法律案が
改正されましてね、昨年はそのものを適用し
た貸付金、道路事業の貸付金導入してるん
ですね。

仄聞するところによりますと、当該年度は
特別会計、区画整理事業でも300万ぐらい
貸付金導入というようなこともお聞きしてま
すけどね、一般論で言わせていただきますれ
ば、今、審議に供してる臨道事業等につい
ては、臨道というのは臨時地方道整備事業
という意味で略して言ってるんですがね、こ
れについては御案内のとおり起債も、地方交
付税措置がそういう状況になってますんでね、
将来ともそのような貸付金制度導入という
のは5,000億でしたかね、国で当初一定の

定めて走ったのがね、その制度導入が利用
しないのかどうかということね。

最初、僕、この今の特定財源の数値の基金
繰入金400万というもんですから、勘違い
してたんです。ああ、早速、昨年同様、これ
もこの無利子の貸付金を起債残に対して充
当したんだなって。

だけど数字を見ると合わないもの。合わ
ないというのは、地方債が2,100万なも
んですから、だから合わないなと思ったら、違
うメニューだなということで、夕べちょっと
自宅では調査しかねて、けさまた朝早く出
てきて調査したら、それがやっぱり建設基金
繰り入れだということ判明したんですね。

そうなりますれば、昨年同様、今、土地
区画整理事業で貸付金の今の言ってる関係
法令の貸付金導入をしてるわけですからね、
一般のこの種も含めてなぜ導入されないの
かというね、何か問題点があるのかどうか
ということをお尋ねしたいと。あと、サイ
レン鳴りましたから、午後から答弁いた
だいて質疑いたします。

委員長（大久保 優君） 昼食のため、1
3時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（大久保 優君） 休憩を閉じ、会
議を再開いたします。

副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたし
ます。

地方道路整備臨時貸付金、無利子の起債
でありますけれども、これに該当するため
には、直轄事業であったり補助事業であ
ったり、地方道路整備臨時交付金事業で
なければ借り入れできないという条件に
なっております。臨時地方道整備事業、
今回は計上している部分については、こ
の補助対象に該当しないということでござ
いますので、御理解を願いたいと思いま
す。

そして、さらに今後の事業についてであ
りますけれども、総合計画で頭出しをして

部分で、今のところ28路線ほど今後改良等々を考えているのでありますけれども、豊栄橋を除いてほかにつきましては、すべて臨時地方道整備事業費での対応ということでございまして、補助要綱があつて、国交省の道路構造令に該当させるとか交通量、それから延長等対象制限がありますので、そういったもろもろの条件をクリアすることが残念ながらできないといったことで、そういったことで補助対象事業とはしておりませんので、金額的にはちょっとわかりませんが、冒頭言ったように、橋の橋梁については補助対象になってきますので、その部分での対応は可能かなということでございます。

以上です。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今の答弁を聞いていて私なりにね、問題の主眼となるのは、単なる単独事業ということでなくてその当該事業、ただ、道路にすれば構造令の問題なんですね。

裏を返せば、裏を返せば、本来の道路としての構造に劣るもの、劣化する状況になっているのが、今、予算提案されている臨時地方道の整備のメニューかなということにやっぱり理解せざるを得ないんですね。

そしたらそれでいいのかということにもなってくるんですよ。それでいいのかということになってくるのさ。まずそれが一つ、それが明確になりましたね。この辺がまず大事なんですよ、まず。

道路構造令に劣るものの道路事業設計メニューだから、今、政府が昨年20年の1月ですか、この関係法令出して道路5,000億財源で、20年から25年の5年間で無利子貸付金、このメニューはただ私のとらえ方は、いや、どんな事業、補助事業であろうと単独事業であろうと、この道路事業等については起債等の残額についての一般財源で持つやつについては無利子ですよと、こういうとらえ方をしてたんですよ、実は。してたん

ですよ。

そしたらそうではないと、そうではないと。そこで言うのは、本来する道路事業の設計メニューそのものが構造令等によって合致してなければ、単独事業であつたとしてもこの貸付金、この制度には乗れませんと、こういうことで解釈せざるを得ないんですけどね、そうなんですか、そしたら。

そしたら、裏を返せばそれじゃあもう一つ、構造令に合ったような構造でもって一定の事業、これから豊栄橋以外はすべてこういう事業で対応せざるを得ないんだということで答弁いただいたんですけどね、逆にそれじゃあ、一定の耐久年数等も考えたり、道路の一定のこれからの先に向けたときの基盤整備投資のあり方を考えたときね、今、公の席で副町長が答弁したような、私、現時点までそのような認識全く持っとらんかったんですよ。

臨時地方道整備事業債の当該事業のかかわるものについては、一定の補助メニューにエリアの問題であるとかね、そういうとらえ方しとったもんですから、けさちょっと朝早く役場へ来てしましたら、構造の話出ましたね、そうするとちょっと違うかと、ちょっと違うかと。

もちろんね、まち交事業だって区画整理事業だって、特計でいえばその種のを予算300ほど貸付金、これから予算審議に入るわけですけども、見ておるんですけどね、当然国・道の補助金のいただくような事業というのは、当然道路構造令からもろもろ含めて、一定の方も当然合致しますね、そういう意味では、逆に言えば。だけどそれでいいのかなという気するんですよ。

特に本州府県、私そうだね、昭和50年早々ぐらいでしょうかね、視察して京都府下のところへ行った折にね、その前にもこの本会議で、相当もう30年ぐらい前に一般質問か何かでお尋ねしたこの私道整備、農村集落等も含めての私道整備の提言をしたときに、約あのときの試算で500キロある、500キ

口ぐらいでありました。町道と約同じぐらいあったんですね。

それをやっぱり制度で救えないとこ、例えば螺湾地区なんかミニ総パ事業なんかね、何としても乗れない、採択基準に合わないとか、それから中足寄市街あたりでも、市街の中足寄農村地域の道路あたりでも、平和線のあの道路を持ってあるために、農の面的な要求が向こうへとられて、逆に包括されるエリアについてはなかなか新規事業がつかないとか、いろんなことあったんですね。

だけど、だんだん時代が移り変わっていくうちに、今、螺湾地域、御案内のとおりになってますよね。あの当時、担当課長も、いやいや、このぐらい乗せたいんだけど、何としてもということで。

だけど時代が推移だんだんやってきたら、業界も含めて耕地事務所がね、英雄みたいな状況になってきましたよね。だから今みたい、あるいは21世紀例の事業でもって大体集落がいろいろの形で、道営事業ですけどね、北海道そのものは我々22.5%と、昔はもう少し安かったんですけどね、負担金が、そうやって整備された経過ありましたよね。

だからやっぱり時代とともに、そのときに京都府下あたりは、北海道のような積寒地帯でないもんですから、工事費そのものが2分の1補助だということですよ。あと受益者負担なんですよ、ある公共団体。けども工事費が極めてかからないもんですから、それほどの財源支出にならないんです、当時。

北海道の場合は、やはり御案内のとおりな状況ですけども、最近ちょっと温暖化進んで状況ちょっと変わってきてまいってますけどね、だからそういう観点からいって一定の設計構造というものがね、臨道債事業だからといって、臨時道路整備事業債の事業だからといって、そんなことでよろしいのかなということが一つ浮き彫りになってきたんですね、どうなんですかと。その辺はどうなんですか、そしたら、そういうことになれば。

一方で貸付事業あるのもわかりました。一方でそういうような本当の基盤整備という本質論からいったらいかがなものでしょうかね、その辺は。その辺は副町長どうですか、だけど。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 繰り返しになりますが、無利子の貸付金につきましては、補助対象事業に限っての話でありますから、今回、臨時地方道で整備をしている部分については、そういった条件等々をクリアをしてないと。

そういった中で当然起債対象での事業実施になりますので、道路構造令も含めて事業費に見合ったといいますか、当然、路盤改良の厚さですとか道路幅等々につきましても町単ということになりますので、それは一定程度、現地に合った中で最低限、凍上の問題等々をクリアした中で、一部その規格については変更をして工事費を下げてるとというのが実態であります。

今後この道路に関していけば、地方自治体に一定の権限が移譲をされてくるということであれば、当然町村の中で道路構造令を無視して当然やってもいいわけですから、そういった部分では、工事費を縮減・削減するために一定の道路の構造、幅等々を含めてやっぱり検討の余地はあるんだろうなというふうに思っております。

これは先の話でありますけれども、そういった部分で補助対象事業でない部分については、単独事業については、一定の構造の見直し等々含めて経費の削減に努めているところであります。

以上です。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） まあ今の問題、これ以上私自身も掘り下げつもりは毛頭ありませんけど、この問題はあれですよ、道路財源の一般財源化の問題で（不明）合意で出た一定のプログラムなんですよ。

それで、やっぱり地方に対して地方がみずから判断をしていくという一つの一定の方向づけの流れの中でね、今おっしゃってる答弁が正解かどうかは、ちょっと私の今の持っているこの資料の中では読み切れませんので、読み切れないのをこれ以上論議を深めるといふことはちょっと困難だと、またすべきでないというふうに判断しますんで。

ただ一つ明らかになったことは、補助事業対象についてはこの事業は導入はできると、ただそれ以外はできないという認識を示されたんですけどね、だとすれば、何か地方がみずからやれる基盤整備に対して、全く一般財源化に対する影響が出ないなというふうに、そういう認識せざるを得ないんですよ。

普通の起債、林道債事業なんか起債なんか前からあったわけですからさ、何も進化していないじゃないかと、本当に副町長の答弁、本当なのと私は聞きたいんですよ、本当の本来から言って。

きょう、その参事ありますか、松永参事。参事いないんだ。肝心なときに、松永参事いないの。何だ、松永参事いないんですか。松永参事に後ほど再度公の席で確認したい、あれ午前中いたんでないですか、またけさおりましたけど、いないの。いやいや、大事なときに用事足りないな、しかし。そしたら今度4時以降にしますわ、僕はね。いないんだからさ、わかりました。

それで次にお尋ねします。それじゃあそれで素直に聞きましょう。しからは今度、今の1本しかない新設改良事業の中足寄愛冠線、これならもう胸を張って言えるのかと思ったら、言えないんですか。これは特定財源、道路新設改良、この事業はどうですか、それじゃあ。

すべて地方債対応になって、この地方債対応が辺地債対応になってるんですね、この種のものだったらどうですか、それじゃあ。それじゃこれもだめですか、それじゃあ。いかがですか。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 結論から先に申し上げますけれども、補助対象事業でありませんで、貸し付けの対象にはなりません。

というのは、従来、中足寄愛冠線については、国費をいただいて事業を実施をしていたところでありませけれども、議員も御存じのとおり、今、山の頂上といいますが、坂の上の方の工事をやってるんですけども、国の国交省の道路構造令に基づいていくと、かなりの部分を切り土をして、道路勾配の関係で切り土をしなきゃいけないといったことで、その切り土をしたときに、その切り土ののり面が旧ごみ捨て場といいますか、そこに引っかかってしまうといったこともあって、それで単独事業に切りかえて、道路幅、道路勾配等々を単独事業として実施をしてるということございまして、国費対象になっておりませんで、結論でありますけれども、貸し付けも当然できないと、借りれないということでございます。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） これは私、委員長について責任者やったころの事業で、なぜそういう状況になったかというのはね、私、十二分に承知しておりますんでね、これは考え方によっては、経費の節減になったのかなという思いもあります。

これは起債対応、全額起債対応ですんでね、これは辺地債なもんですから、実質80%補助事業をやってるような今の状況にもまたね、一定の財源補てんを考えますれば、そういうことになるのかなという思いもしてるんですけども、それではこの事業、今提案されてるボリュームだけなんですけど、最終的にもう少し行くまで、これ今年度完了になるんですか、別付図面かどこかにあった、別添か図面にあったかと思うんですけどね、この辺の見通し、完了だとして申し上げませけれども、この辺の見通しはどうでしたか。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

今年度完了年度ではありません。まだしばらくこの事業は継続するというので、正確にあと何年で終わるかというのは、今ちょっと資料を持ち合わせてませんので、お答えできません。課長の補足答弁をさせていただきます。

委員長（大久保 優君） 建設課長、答弁。

建設課長（中鉢武美君） 中足寄愛冠線につきましては、残りまだ1キロちょっと、といいますのは1.1キロと若干残っているということで、改良をして翌年度舗装工事しておりますので、まだ今後5年から6年は、今の事業規模でかかる予定であります。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 1.1キロもあって若干という残ってるということにはなりませんね。1.1キロというのは相当の距離ですよ。

それと同時に、現地へね、常時ではございませんけど、しょっちゅう現況をよく承知してるもんですから、これはやっぱり極めてこの事業、こういう事業メニューで今後は残りの1.1キロを進めていくというような予定に立ってるのかどうか、それじゃあ裏を返して。

要するに、今の辺地債対応でね、辺地債、財源対応はこの今予算提案されてるような状況で推移をして最終完成まで持っていくお考えかどうか、この点のお尋ねでしたらどうでしょうか。

委員長（大久保 優君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 辺地債、80%補てんということでありまして、今現在のところは、先ほど課長、5～6年と言いましたけれども、今現在、年間200メートルぐらいの工事量しかありませんので、1.1キロということであれば5年かかって、それが改良・舗装と繰り返してやっていますのでそのの

倍かかると、10年ぐらいかかるとい、こういことで御認識をいただきたいんですけども、今のところ、こういった辺地債での対応で考えているところでありますので、御理解願いたいと思います。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今回この辺地債対応は簡易水道事業、これはたしか上利別地区だと承知しておりましたけど、これで今予算提案1,140万、辺地債対応してるんですね。

この辺地債対応のあり方、まず前年度対比からいけば、辺地債のみについて1,110万ほど、前年度より今の予算提案では減になってるんですね。

辺地債という起債のメニューからいってね、そんな多く望めないことは、一定そのぐらいは基礎知識に了解してるんですけども、まず一つには、残りの前年度対比、当初予算対比ですけども、決算数値、決算というか、12月末の分、私まだ確認しておりませんが、例年の状況から推移して4,000万前後ですからね、大体こんなものかなと。

だから、残りまだ一定の辺地債対応できる分が、予算前年からいけば有利な起債が見込めるのかなという思いが一つと、それと同時に、それと同時に、今、本年度予算提案が3,700万の中に、今の議論の対象になっております中足寄愛冠線の道路整備事業の2,560万は辺地債対応、残りが1,140万の上利別地区の簡易水道事業なもんですから、だからその辺の考え方をちょっと明らかにしていただきたいと。

辺地債そのものの前年度通して一定の起債のメニューからいって枠の問題と今後の問題、それからもう一つは、今、新設道路改良がこのメニューでいくとなれば、1,100メートル終われば舗装事業費を、そうすると倍の10年間と。

そういうことでいきますれば、舗装事業はこんなに路盤改良等かかりませんのでね、か

かりませんので、もうちょっとやっぱり他に、辺地債はどこでも事業展開使えませんからね、特定されてますんでね、その辺のお考え方はどのようにお考えなのかね、ちょっとお尋ねしたいんですが、いかがですか。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答えを申し上げます。

辺地債の関係でございますけれども、高橋議員仰せのとおり、辺地地区指定しながら、また、その地区地区での事業費が生まれれば、辺地計画の変更等、また新たな設定等しながら申請をしていくというような趣旨のものでございまして、議員仰せのとおりでございますが、現在21年度の予算の中で辺地債として持っていける可能なものとしての選択でございますので、また来年度等以降、新たな総合計画もこれから後期の部分策定に入っておりますけれども、そういった事業拾いの中で有利な起債対応ができるものにつきましては、極力そちらの方に持っていけるようなことでの今後の計画立てをしていきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 当該年度の関係、今の新年度の関係については、前年度対比でこういう予算措置になってますけどね、この辺は大体一定の事業ボリュームも、当初この予算規模も含めてお示しになった、過日、昨日ですか、審議の際ありましたけども、大体こんなとらえ方で、あとは辺地債対応になるような事業ボリュームは出てこないのかと。

もし出てくれば、今の御答弁の趣旨からいきますればね、いきますれば、それに見合う事業の増だって考えられるのかなと思ったりはしてるんですけど、その辺についてはいかがでしょうかね。

委員長（大久保 優君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） 先ほども申し上げましたけれども、その年度で事業費が適債として可能であるものについては、増額になるというような判断には思っております。

委員長（大久保 優君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） わかりました。それじゃあ歳入、これで終了しましょう。

先ほど歳出別の関係で、補助費から入りまして今一定の公債費もろもろの関係の中で歳入歳出込めてお尋ねして、扶助費から何からいろんな考え方をお尋ねするつもりでございましたけども、時間の関係もありますんでね、この程度にとどめたいと。

手を挙げて頭を下げれなくて、どこかの知事さんみたいなことを（不明）きちっとやっぱり整理をかけたいと思っておりますんで、ただ最後に、総括質疑の最後に農産公社の関係、これ私もこの関係で予算質疑、補正予算の際にさせていただきました。当然新年度予算にも、一定の行政報告があった予算措置がなされておりますよね。

補正予算の質疑の際にも申し上げた一番のネックは、やっぱりもうこれ以上ね、もう今改めて国の一定の政策にのっかって約1,000万前後ぐらい、3年間ぐらいですか、あの示された数値からいきますれば、私、もろもろメニューを含めてね、もうこれ最後のチャンスだと思うんですよ。

だから、やはりペーパー役員のものは絶対やめていただきたいと、社長が辞任することを確認にされたもんですから。やっぱりみずから汗をかいてね、頭を使って、そして足寄町も2,000万も出資してるわけだから、そうでしょう、3,000万資本金の2,000万出資してるんだから、それに見合うような見識を示して首長はやっていただきたいと。

これは町長も答弁の中に、昨日ちょっと議会に、議会との関係は全くありませんね、出資金が3,000万のうち2,000万ですから、これは絶対なわけですからね、そ

うということのやっぱりきちとした決意を過日のとこで申し上げましたけど、それと同時にね、やっぱり一番ネックは、4番議員が質疑したようにね、通常だったら、本来はその法人でもってリサーチをかけて、そしてみずから経営陣の専門的な能力の欠如を専門家にその見識を乞うて、そして一定の会社のあり方、現状、それから先へ見据えて、廃止をしなければあり方を検討するのが順当なんですけども、しかし、それは町民の血税を使って調査をしたんですよね、そして一定の結論を出したら、やはり少なくとも4番議員がおっしゃってましたけど、一定の事業計画案を議会に出すべきなんですよ。それはもう必須要件だと思うんですよ。

しかしかかかくの中での行政報告したように事業を継続すると、従来と変わった委託管理、本来は国との絡みの中でその必要がなくなったんでこういう方式で参りますと、ただ、その出発に当たっては、今、大体百何十万強についてはひとつお認め願いたいと、あと一定の関係については、一定のシミュレートすると。

まあ所管委員会の中で報告があったとき、事業計画はあるんですかとお聞きしたんですよね、ないと言うんですよ。だけどこれは、しょせん所管課の課長なんていうのはそんな立場にありませんからね、連絡員みたいなものですから、けどもあなたはそうじゃないんだよね。

あなたはやっぱり最高責任者として足寄町の血税を2,000万出資してるという一つの責任者なもんですからね、これはもう絶対許されないと。したがって、ペーパー的な役員ね、本来やっぱり公共的団体の組織の役員ってそうなんですよね、やっぱりね。

すべてがもう商法に準じて刑事責任も負うようになりましたしね、森林組合では今までなかったんですけど、もう改正になりました、私が退任する以前からもう森林組合法改正になりました、農協さんは以前からですけどね、その前にもうなっていましたけども、ま

してや今、商法に準ずる法人ですから、この辺はやっぱり明確につけて、だから今現段階で一定の欠損金に対する役員責任は云々ということは、まず皆さんも申し上げてませんよね。私もあえて申し上げるつもりありませんけども、しかし、3年後についてはこれは避けて通れませんよね。

町長みずからおっしゃったように、2,000万の資本金の町民の血税をまるっきり水に流すようなことにならなると、そのことの御認識があるみたいですから、そのかわりやっぱりそれらしいふさわしいやっぱり一定の再出発をしていただきたいもんだなど、事実上の再出発ですよ。

今までの一連の経過で、やっぱり御苦労は御苦労を認めてね、いろんなことあったでしょうけども認めて、経費の節減だと称して社長に就任させて、加工部門の責任者として、そういういろんな経過あるわけですから、やっぱりそれはそれでね、結果オーライということもありましようけどね、仮に結果悪くても、やっぱりその御苦労に対しては、きちとした足寄町にふさわしい大株主としてのやっぱり対応をしていただきたいもんだなどと思います。

ただ、再出発についてはもう速やかに、議会の臨時会ございましたらね、速やかにそのプランニングをお示しいただきたいもんだなど。これは本日も過日の委員会でも申し上げましたけど、単なる所管課の委員会にとどまらずね、オープンな形でやっていただきたいもんだなど。

所管委員会だけだったら、所管委員会の人間しか全くわかんないんですね。それ以外の人は全くわからないわけですからね、行政報告となればまた話は別ですけども、それを含めてひとつその辺の強い決意を最後に申し上げて、総括質疑の締めといたします。どうぞ答弁。

委員長（大久保 優君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

過日もお答えしたとおり、まさしくあしよる農産公社、もう最後の正念場と申しますか、この国の事業に乗っかって、まさしく3年間の中で立て直しを何としてもやり遂げると、万が一にもこれができないということであれば、今の状況が例えばまた1年ずるずる、また1年ずるずるなんていうことになるのであれば、3年待たないうちにもう、これはもうどうにもならんという決断を下さなきゃならない状況にもなりかねないというふうに思っています。

そういう意味では本当に最後のチャンス、もっと言えば、この間長い歴史を積み重ねてきたあしよる農産公社、まさしく足寄のチーズ、これを特産物の一つとして、もう失うことにはならないというそんな思い、強い思い持っていますから、これは新しく雇用する方にも、3年間でまさしく再建できるかできないかということもしっかりとお伝えをしながら、そういう強い決意のもと働いていただくという確認もしながらやっていきたいというふうに思っております。

きのうも井脇議員から、再建計画もないのかという厳しい御指摘もございました。率直に現段階ないという、ですから目下、当面しては、きのうもちょっとある意味乱暴な言い方をさせていただきますけれども、とにかく製品と申しますかね、売り物をこれをきちっと計画的にできるというこの体制をまず確立することがもう第1番目。

机の上で本当にプランニングして、この品物が何個で何ぼ売れたら何ぼだ、これはある意味簡単ですけれども、これが実態が伴わないのが2年続いたということですから、このところをまずしっかりやると。もちろん取締役会の中でも、この再建に向けた取り組み、意思統一をしながらしっかりやっていきたいというふうに思っております。

なお、社長の件につきましては、また取締役会の中でしっかりと議論をしながらやっていきたい。

やっぱり過去には、過去には首長が就任し

たという経過もありますけれども、そんなことも踏まえながら、どういう形がいいのかということも含めて、これもまた3年間の中でしっかりと、もちろん再建するというこのことが前提ということでもありますけれども、そういう中でもしっかりと議論をしていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（大久保 優君）他に総括、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）以上で、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 反対討論。

3点について、日曜日までは4点について反対しようと思っていたんですけども、4点目の職員給与費2.8%上げるに当たって、新聞で、組合費1,200万円で商品券を購入して、町内の商業活性化に尽くしてくれると、そういう努力をしてくれるんなら、この2.8%はやむを得ないところもあるのかなと思って、これについては、本当こんな商品券じゃなくても、日ごろから町内の業者さんを立ち行かせるために頑張って町内で買物してほしいという願いを込めながら、これについては反対しません。

3点については、一般管理費のファイリングシステム導入経費、1点目のファイリングシステム導入経費については、去年、一番最初に3月に予算が上がってきたとき債務負担行為ですね、このファイリングシステム導入業務委託、そして予算の説明でもいろいろ書いてあるわけですけども、この中にただファイリングシステムと書いてあって、今の世の中、電子ファイリングの時代だ。

電子決裁が認められれば、将来的に、この今役場でやっているファイリングシステムというのは、多分、中止していくことになっていくだろう、それが予想されてしまう。

去年渡された予算の説明資料の中でも、わかりやすくフォルダーだとか、パソコンのフォルダーじゃなくて厚紙のフォルダーだったのかと、このために残業手当もかなり使う。対費用効果ということを考えたら、このファイリングシステムはそれほど町民のためにはならないな。

間違いを改めるに恐ることなかれ。途中で、どうせまあ、将来的にはこれは多分やめていこうシステムであることでもあるし、帯広市もこれは途中でやめたと、そういう弊害のあるものは、やはりこれからもどんどん進めていくべきではないのではないかと。

第2点目に、土木費のまちづくり交付金事業で北1条と南1条通をつくっていくということについての、これについては今までも何回も言ってきましたけれども、もう今さら役場の裏を広げる必要はないんじゃないか、旧役場ですからね、旧役場の裏、歩く人もなくなった旧役場の裏を広げる必要はないんじゃないか、南1条通も遠回りをする道路をつくる必要はないんじゃないか。

第3点目に、職員費の方の時間外夜間休日勤務手当、これがまた大きくきましたね、205ページに6,688万6,000円。この3点について反対いたします。

委員長（大久保 優君）他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）討論はなしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第36号平成21年度足寄町一般会計予算の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（大久保 優君）起立多数です。

したがって、議案第36号平成21年度足寄町一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第37号

委員長（大久保 優君）議案第37号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

これから、質疑に入ります。18ページをお開きください。目で進めます。一般管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）連合会負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）運営協議会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）一般被保険者療養給付費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）退職被保険者等療養給付費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）一般被保険者療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）退職被保険者等療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）審査支払手数料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）一般被保険者高額療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）退職被保険者等高額療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）一般被保険者高額介護合算療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）退職被保険者高額介護合算療養費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）一般被保険者移送費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 退職被保険者等移送費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 出産育児一時金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 葬祭費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 後期高齢者支援金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 後期高齢者関係事務費拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 前期高齢者納付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 前期高齢者関係事務費拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 老人保健事務費拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 老人保健医療費拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 介護納付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 高額医療費拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 保険財政共同安定化事業拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） その他共同事業拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 特定健康診査等事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 保健衛生普及費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 基金積立金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 利子。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 一般被保険者保険税還付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 退職被保険者等保険税還付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 償還金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 予備費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 8ページにお戻りください。歳入に入ります。項で進めてまいります。国民健康保険税。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 国庫負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 国庫補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 療養給付費等交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 前期高齢者交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 道負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 道補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 共同事業交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 財産運用収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 他会計繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 基金繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 繰越金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 延滞金加算金及び過料。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 預金利子。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 受託事業収入。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 雑入。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 以上で、歳入を終わります。
総括はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 1ページにお戻りください。第2条一時借入金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 総括、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 以上で、質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これから、議案第37号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
委員長（大久保 優君） 全員起立です。
したがって、議案第37号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第38号

委員長（大久保 優君） 37ページをお開きください。議案第38号平成21年度足

寄町簡易水道特別会計予算の件を議題とします。

これから、質疑に入ります。48ページをお開きください。目で進めます。一般管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 営繕費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 水道工事費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 元金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 利子。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 予備費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 44ページにお戻りください。歳入に入ります。項で進めます。事業収入。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 国庫補助金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 財産売払収入。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 他会計繰入金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 繰越金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 雑入。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 町債。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 総括、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 40ページに戻ります。第2表地方債1件。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 総括、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 以上で、質疑を

終結いたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) これで、討論を終わります。

これから、議案第38号平成21年度足寄町簡易水道特別会計予算の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長(大久保 優君) 全員の起立であります。

したがって、議案第38号平成21年度足寄町簡易水道特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第39号

委員長(大久保 優君) 61ページをお開きください。議案第39号平成21年度足寄町老人保健特別会計予算の件を議題とします。

これから、質疑に入ります。70ページをお開きください。目で進めます。医療給付費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 医療費支給費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 審査支払手数料。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 償還金及び還付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 予備費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 以上で、歳出を終わります。

68ページにお戻りください。歳入に入ります。項で進めます。支払基金交付金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 一般会計繰入金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 繰越金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 預金利子。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 雑入。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 国庫負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 道負担金。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 総括、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 以上で、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 討論なしと認めます。

これから、議案第39号平成21年度足寄町老人保健特別会計予算の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長(大久保 優君) 全員起立です。

したがって、議案第39号平成21年度足寄町老人保健特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第40号

委員長(大久保 優君) 73ページをお開きください。議案第40号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

これから、質疑に入ります。84ページをお開きください。目で進めます。一般管理費。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 普及促進費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 処理場管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 管渠管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 事業費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 元金。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 利子。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 予備費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 80ページに戻ります。歳入に入ります。項で進めます。負担金。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 使用料。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 国庫補助金。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 他会計繰入金。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 繰越金。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 雑入。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 下水道事業債。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 総括ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 76ページ、第2表債務負担行為2件、質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 第3表地方債1件。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 総括、ありませ

んか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 以上で、質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。
これから、議案第40号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)
委員長(大久保 優君) 全員の起立です。
したがって、議案第40号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。
議案第41号
委員長(大久保 優君) 99ページをお開きください。議案第41号平成21年度足寄町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。
これから、質疑に入ります。112ページをお開きください。目で進めます。一般管理費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 賦課徴収費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 介護認定審査会費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 認定調査等費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 趣旨普及費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 介護サービス給付費。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（大久保 優君） 審査支払手数料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 高額介護サービス費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 高額医療合算介護サービス費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 特別給付費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 特定入所者介護サービス費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 特定高齢者施策事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 特定高齢者訪問型介護予防事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 介護予防一般高齢者施策事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 地域介護予防活動支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 包括的支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 認知症対策事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） ケアマネージメント支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 高齢者虐待防止事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 家族介護等支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 成人後見制度等

利用支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 住宅改修支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 基金積立金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 第1号被保険者保険料還付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 償還金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 財政安定化基金拠出金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 106ページに戻ります。項で進めます。介護保険料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 国庫負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 国庫補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 支払基金交付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 道負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 道補助金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 財産運用収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 他会計繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 基金繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 繰越金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 延滞金加算金及び過料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 預金利子。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 雑入。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 総括、ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 以上で、質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 討論なしと認めます。
これらより、議案第41号平成21年度足寄町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（大久保 優君） 全員の起立です。

したがって、議案第41号平成21年度足寄町介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第42号

委員長（大久保 優君） 127ページをお開きください。議案第42号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件を議題とします。

これから、質疑に入ります。138ページをお開きください。目で進めます。一般管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 事業費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 元金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 利子。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 予備費。

（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 134ページに戻ります。歳入に入ります。項で進めます。国庫負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 国庫補助金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 道補助金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 道委託金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 保留地処分金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 他会計繰入金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 繰越金。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 雑入。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 町債。
（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 総括、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 130ページに戻ります。第2表地方債3件。

（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 総括、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
委員長（大久保 優君） 以上で、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これ事業費見てみたら、最初の事業費では移転補償費、平均3,000万を超えていたのに、これで見たら平均1,339万円、1件あたり。これではちょっと余りにも前と比べて少なくなったのかなと。

やはりこの事業を進めるに当たって、こん

な低い金額でいったら、後で不満ばかりが残るのではないかと。途中仕方なく納得していったとしても、でも、やはりこれではまずいのではないかと、ちゃんとした補償をしていくべきではないかと。

直接施行で多くかかった分も国では認めてくれないって、その分多く出してくれない予定だということなので、その分がここにまでしわ寄せ来たのかなと思われてしまうような金額になっているので、この事業の予算のあり方について反対いたします。

委員長（大久保 優君）他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）討論はこれで終わります。

これから、議案第42号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（大久保 優君）起立多数です。

したがって、議案第42号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第43号

委員長（大久保 優君）153ページをお開きください。議案第43号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を議題とします。

これから、質疑に入ります。164ページをお開きください。目で進めます。一般管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）特別養護老人ホーム運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）デイサービスセンター運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）予備費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）160ページにお戻りください。歳入に入ります。項で進めます。介護サービス給付費収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）介護サービス利用者負担金収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）他会計負担金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）介護予防・生活支援事業等利用者負担金収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）財産運用収入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）他会計繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）繰越金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）雑入。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）以上で、歳入を終わります。

総括、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）総括なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第43号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（大久保 優君）全員の起立であります。

したがって、議案第43号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第44号

委員長（大久保 優君） 181ページをお開きください。議案第44号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

これから、質疑に入ります。190ページをお開きください。目で進めます。一般管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 賦課徴収費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 保険料還付金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 償還金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 予備費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 以上で、歳出を終わります

188ページに戻ります。歳入、項で進めます。後期高齢者医療保険料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 一般会計繰入金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 繰越金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 延滞金加算金及び過料。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 償還金及び還付加算金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 預金利子。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 以上で、歳入を終わります。

総括、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 以上で、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから、議案第44号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（大久保 優君） 全員の起立です。

したがって、議案第44号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第45号

委員長（大久保 優君） 議案第45号平成21年度足寄町上水道事業会計予算の件を議題とします。

これから、質疑に入ります。6ページをお開きください。収益的支出から、目で進めます。原水及び浄水費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 配水及び給水費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 総係費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 減価償却費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 資産減耗費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 支払利子及び企業債利子取扱諸費。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 消費税及び地方消費税。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 雑支出。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 予備費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 6ページ、収益的収入に入ります。一括で行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 10～11ページ、資本的収入及び支出一括で行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 総括、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 11ページ、債務負担行為に関する調書。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 2ページに戻ります。第5条一時借入金から第7条棚卸資産購入限度額まで、総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 以上で、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから、議案第45号平成21年度足寄町上水道事業会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)
委員長(大久保 優君) 全員起立です。
したがって、議案第45号平成21年度足寄町上水道事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

議案第46号

委員長(大久保 優君) 議案第46号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件を議題とします。

これから、質疑に入ります。7ページ、収益的支出から入ります。目で進めます。給与費。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 材料費。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 経費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 減価償却費。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 資産減耗費。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 研究研修費。
(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 支払利息及び企業債取扱諸費。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 患者外給食材料費。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 消費税及び地方消費税。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 雑損失。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 予備費。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(大久保 優君) 6ページに戻ります。収益的収入一括で行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 13ページ～14ページ、資本的収入及び支出一括で行います。総括ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)
委員長(大久保 優君) 15ページ、債務負担行為に関する調書3件。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長（大久保 優君） 1ページに戻ります。第5条一時借入金から第9条棚卸資産購入限度額まで、総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 以上で、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第46号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（大久保 優君） 全員の起立であります。

したがって、議案第46号平成21年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

委員長（大久保 優君） これで、本委員会に付託されました案件の審議はすべて終了しましたので、これをもって閉会といたします。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 異議なしと認め、本委員会を閉会します。

なお、委員会審査報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（大久保 優君） 異議なしと認め、正副委員長により作成します。

これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 2時08分 閉会

平成21年第1回足寄町議会定例会
予算審査特別委員会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

委 員 長